

宝くじつき定期預金 景品規定

宝くじつき定期預金（以下「この預金」といいます。）をご契約いただいたお客様につきましては、本規定により景品として当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）を進呈します。

第1条 景品とする宝くじの種類、枚数

1. 景品となる宝くじの種類、枚数は、この預金の預入金額に応じて、下記のとおりとし、宝くじの現物に代えて宝くじの組数・抽選番号等を表示した「番号通知ハガキ」を送付させていただきます。

* 1口あたりの預入金額に応じた宝くじの種類、枚数

預入金額		100万円	200万円	300万円
宝くじの種類と枚数	ドリームジャンボ	—	—	10枚
	サマージャンボ	—	10枚	10枚
	年末ジャンボ	10枚	10枚	10枚
	1年間合計	10枚	20枚	30枚

2. 前項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、および所定の宝くじ販売の時期が大幅に変更になるか、または所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当金庫は所定の宝くじを前項で定めた数量分を購入するために当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

第2条 宝くじ進呈基準日

所定の宝くじは、下記に定める毎年の基準日現在でこの預金の預入金をされているお客様に番号通知ハガキを送付します。但し、基準日が当金庫の定める窓口休業日にあたる場合には、前窓口営業日を基準日とします。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	3月31日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	10月31日

第3条 宝くじ進呈期間

1. 宝くじは、この預金の預入期間である一年間についての景品となり、この預金が継続された場合には宝くじの景品も継続します。
2. 当金庫がこの預金の取扱いを中止する場合には、この預金を預入れされているお客様に対し、取扱中止基準日を記載した通知書を発送します。この場合、取扱中止基準

日以降に継続されたこの預金については宝くじの景品はつきません。

*取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続されたこの預金については、次回満期日までは宝くじの進呈の対象とします。

第4条 宝くじ保護預かりについて

進呈する宝くじは、当金庫にて保護預かりとし、宝くじの現物は取扱いいたしません。

第5条 番号通知ハガキの送付について

1. 進呈する宝くじの番号は、「宝くじ番号」を記載した「番号通知ハガキ」（以下「このハガキ」といいます。）を郵送することでお知らせします。
2. このハガキが宝くじの抽せん日までに到着しない場合でも、宝くじの進呈は成立しています。このハガキの再発行はいたしません。
3. このハガキは、この預金の預入れをされているお客様の第2条の基準日現在における当金庫へのお届出の住所に送付します。
4. このハガキでは、宝くじが当せんした場合の当せん金品の請求はできません。
5. お客様の住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当金庫に対して所定の届出をなさらなかった場合や郵便事情等その他の諸事情によりこのハガキが不着・延着・返戻となった場合は、通常到達すべき日にこのハガキが到達したものとみなし、当金庫および株式会社みずほ銀行は、その一切の責任を負いません。

第6条 当せん金品の取扱いについて

1. 進呈した宝くじの当せん金品の支払いまたは交付は、株式会社みずほ銀行が行います。
2. 当せん金は、当支店普通預金口座へお振込みいたします（抽せん日から1ヶ月程度）。但し、当せんのご通知はいたしません。
3. 当せん金が振込される前に当支店の普通預金口座をご解約された場合、当せん金は振り込まれないこととなります。この場合、当金庫および株式会社みずほ銀行は、当せん金のお受取に係る一切の責任を負いません。
4. 抽せんに外れた宝くじは、当金庫または株式会社みずほ銀行で処分します。

第7条 景品進呈の中止について

この預金は、1年間お預けいただく契約に基づき、すべてのお客様に同条件のもとで景品の設定をしておりますので中途解約など以下の場合には宝くじ（または、景品）の進呈を中止することがあります。

1. 中途解約
宝くじ発送基準日現在までに中途解約された場合
2. 公平性を害する取引
取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断する場合
3. この預金について差押の命令、通知があった場合、その他当金庫がやむをえないと

認める事由がお客さまに生じた場合、当金庫の判断により宝くじの進呈を中止することがあります。

第8条 中途解約後の預入れ制限

この預金が中途解約された場合で、かつ預入れ期間中に既に本規定に基づき宝くじを1回でも進呈している場合は、取引の公平性を確保するために、当該預金の満期日までは、当金庫は当該預金者の新規の「宝くじ定期預金」の預入れをお断りすることがあります。

第9条 株式会社みずほ銀行への業務委託

当金庫は宝くじの進呈にあたり、以下の業務を株式会社みずほ銀行に委託します。

1. 進呈する宝くじの割当（お客さまごとに進呈する宝くじ番号等の割当）
2. 進呈した宝くじ番号等のお客様への通知
3. 進呈した宝くじの保護預かり（保管、管理）
4. 宝くじの当せん確認、当せん金品の請求
5. 宝くじの日お楽しみ抽せんにかかる当せん確認および景品の請求
6. 抽せんおよび宝くじの日お楽しみ抽せんのいずれにもはずれた宝くじの処分

第10条 その他の預入れ制限

取引の公平性を確保するために、前条のほか、当金庫は以下の場合には預入れをお断りすることがあります。

1. 名義借り
前条の預入れ制限を回避するために家族、知人などの名義を借りた預入れであると当金庫が判断する場合
2. 不確実な資金
契約日から満期日までの間、預入れが難しい資金と当金庫が判断する場合
3. 公平性を害する取引
その他取引の公平性を害するおそれがあると、当金庫が判断する場合

第11条 譲渡、質入れの禁止

宝くじを受領する権利およびその宝くじから生じる権利、その他この規定にかかる一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第12条 規定の変更等

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2025年4月 現在)